

大阪市告示第1317号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和8年10月2日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年10月5日（月）から 同月7日（水）まで	
	令和8年10月9日（金）	
	令和8年10月13日（火）から 同月14日（水）まで	
	令和8年10月16日（金）	
	令和8年10月19日（月）から 同月21日（水）まで	
	令和8年10月23日（金）	
	令和8年10月26日（月）から 同月28日（水）まで	
	令和8年10月30日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）